証券コード：4183

第19期

定時株主総会招集ご通知

2015年4月1日～2016年3月31日

日 時

2016年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）

場 所

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
コレド室町1（4階）日本橋三井ホール
※裏面の「第19期定時株主総会 会場のご案内図」をご参照下さい。

報告事項

1. 第19期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）
   事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び
   監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）
   計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役8名選任の件
第4号議案　監査役1名選任の件
第5号議案　取締役賞与支給の件

目 次

第19期定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 4
事業報告…… 13
連結計算書類…… 45
計算書類…… 47
監査報告…… 49

三井化学株式会社

（証券ｺｰﾄﾞ：4183）
2016年6月2日

株主の皆様へ

東京都港区東新橋一丁目5番2号
三井化学株式会社
代表取締役社長　淡輪　敏

第19期定時株主総会招集ご通知

拝　啓

平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使についてのご案内（3頁）をご高覧のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.日 時： 2016年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

2.場 所： 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号　コレド室町1（4階）日本橋三井ホール

3.会議の目的事項

報告事項

1. 第19期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役8名選任の件
第4号議案　監査役1名選任の件
第5号議案　取締役賞与支給の件

以　上

■本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://jp.mitsuichem.com/ir/index.htm）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。また、これまで参考情報として記載しておりました、連結キャッシュ・フロー計算書の要旨及び連結包括利益計算書の要旨につきましても、今回から上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

■株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（http://jp.mitsuichem.com/ir/index.htm）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
また、議事資料として、本冊子をご持参下さいますようお願い申し上げます。

日 時 **2016年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）**

場 所 **東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号**
コレド室町1（4階） 日本橋三井ホール

（末尾の「第19期定時株主総会 会場のご案内図」をご参照下さい。）

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

行使期限 **2016年6月23日（木曜日）午後5時40分到着分まで**

書面（郵送）による議決権行使の詳細につきましては53頁をご参照下さい。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（http：//www.web54.net）にアクセスいただき、各議案に対する賛否をご入力下さい。

行使期限 **2016年6月23日（木曜日）午後5時40分まで**

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の詳細につきましては53頁から54頁をご参照下さい。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

［重複行使の取扱い］

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。

第1号議案　剰余金処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重点課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

利益の配分につきましては、株主の皆様への利益還元及び今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案いたします。

配当につきましては、連結配当性向及び連結自己資本配当率（ＤＯＥ）を勘案し、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元及び安定的な配当の継続に努めてまいります。具体的には、連結配当性向25％以上、かつＤＯＥ2％以上を目標とする方針としております。

内部留保につきましては、更なる成長・拡大加速及び目指すべき事業ポートフォリオの実現加速のための投融資、革新的な新技術創出のための研究開発等に充当し、業績の向上を図ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の経営環境の見通し等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金4円、総額4,002,145,264円といたしたいと存じます。これにより、当期の配当金は、既に中間配当金としてお支払いいたしました1株につき4円と合わせ、年8円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

最近のコーポレートガバナンス重視の状況に鑑みて、当社の取締役会の役割を経営監督を重視したものとし、業務執行は執行役員を中心に実行していく体制に見直すことに伴い、次の変更を行うものであります。

（1）最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるよう、現行定款第23条の変更を行うものであります。また、これに関連して、株主総会の議長を定める現行定款第16条の規定についても、所要の変更を行うものであります。

（2）取締役の員数を15名以内から12名以内に変更いたします。このため、現行定款第19条の変更を行うものであります。

2．変更の内容

現行定款の一部を、下記変更案のとおり改めようとするものであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案	備考
（議長） 第16条　株主総会の議長は、社長がこれに当たる。	（議長） 第16条　株主総会の議長は、代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役がこれに当たる。	修正
2　社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従って他の出席取締役がこれに当たる。	2　前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従って他の出席取締役がこれに当たる。	修正
（取締役の員数） 第19条　当会社に取締役15名以内を置く。	（取締役の員数） 第19条　当会社に取締役12名以内を置く。	修正
（代表取締役等） 第23条　取締役会は、その決議により、代表取締役若干名を選定する。	（代表取締役等） 第23条　（現行どおり）	
2　取締役会は、その決議により、取締役の中から、社長1名を選定するとともに、会長及び副会長各1名を選定することができる。	2　取締役会は、その決議により、取締役又は執行役員の中から、社長1名を選定する。	修正
（新設）	3　取締役会は、その決議により、取締役の中から、会長及び副会長各1名を選定することができる。	新設

第3号議案　取締役8名選任の件

取締役全員（9名）の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため、社外取締役を現在の2名から3名に増員することとし、併せて取締役総数を1名減員させるものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

淡輪 敏（たんのわ つとむ）

（1951年10月26日生）



再任

所有する当社株式の数
88,472株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略　歴

1976年 4月	三井東圧化学㈱入社
2007年 4月	当社執行役員
2010年 4月	当社常務執行役員
2012年 6月	当社取締役常務執行役員
2013年 4月	当社取締役専務執行役員
2014年 4月	当社代表取締役社長執行役員　現在に至る （業務執行全般統括（ＣＥＯ））

選任理由

人事、基礎化学品を中心とする事業、工場など幅広い経験をベースとして当社業務に深く精通しております。また、2014年からは代表取締役社長として、強いリーダーシップで当社を牽引し、当社の業績回復のために陣頭に立って邁進し、実績を上げてきております。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者番号 2

久保 雅晴（くぼ まさはる）

（1957年2月9日生）



再任

所有する当社株式の数
111,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略 歴

1980年 4月 当社入社
2010年 4月 当社執行役員　総務部長
2013年 4月 当社常務執行役員
2013年 6月 当社取締役常務執行役員
2014年 4月 当社取締役専務執行役員
2016年 4月 当社代表取締役専務執行役員　現在に至る
（社長補佐（ＣＦＯ）。総務・法務部、経理部、レスポンシブル・ケア委員会及びリスク・コンプライアンス委員会担当）

選任理由

長年にわたる豊富な経験に基づき、総務・法務業務に深い知見を有しております。また、近年は、ＣＦＯとして当社グループの財務会計面を中心とした経営全般に精通するとともに、システム、品質保証をも経験しております。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者番号 3

諫山 滋（いさやま しげる）

（1954年6月27日生）



再任

所有する当社株式の数
51,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略 歴

1980年 4月 当社入社
2007年 4月 当社執行役員　機能材料事業本部電子・情報材料事業部長
2009年 4月 当社執行役員　機能材料事業本部企画開発部長
2009年 6月 当社取締役　機能材料事業本部副本部長兼同本部企画開発部長
2011年 6月 当社社長補佐　米州総代表兼Mitsui Chemicals America, Inc.社長
2013年 4月 当社常務執行役員
2013年 6月 当社取締役常務執行役員
2016年 4月 当社代表取締役専務執行役員　現在に至る
（社長補佐。研究開発本部管掌。新モビリティ事業開発室、次世代事業開発室、ロボット材料事業開発室及び知的財産部担当）

選任理由

長年にわたる豊富な経験に基づき、当社の強みである研究開発分野に精通しております。また、経営企画や事業企画に携わるとともに、さらには、海外現地法人社長も経験し、グローバル経営への知見も豊富であります。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者番号 4

植木 健治（うえき けんじ）

（1956年3月11日生）



再任

所有する当社株式の数
64,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略 歴

1978年 4月 当社入社
2009年 4月 当社執行役員待遇嘱託　Mitsui Chemicals（Shanghai）Co., Ltd.
2009年 6月 当社執行役員待遇嘱託　Mitsui Chemicals（Shanghai）Co., Ltd. 董事長兼同社総経理
2011年 4月 当社執行役員　関係会社統括部長
2013年 4月 当社執行役員　購買部長兼SCM推進部長
2014年 4月 当社常務執行役員
2014年 6月 当社取締役常務執行役員　現在に至る
（Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals（China）Co., Ltd.、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、購買部、物流部、関係会社統括部、システム部、業務効率化プロジェクト推進室及びCSR委員会担当）

選任理由

総務・法務、事業、経営企画など幅広い業務を経験し、当社の事業や業務内容に精通しております。近年は海外現地法人の社長、人事、購買、物流、関係会社統括も経験しており、グループ・グローバル経営に関する知見も豊富であります。当社の企業価値向上のためにさらに寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者番号 5

松尾 英喜（まつお ひでき）

（1956年6月27日生）



新任

所有する当社株式の数
17,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略 歴

1982年 4月 三井東圧化学㈱入社
2009年 4月 当社理事　基礎化学品事業本部企画開発・ライセンス部副部長
2009年 6月 当社理事　基礎化学品事業本部企画開発・ライセンス部長
2010年 4月 当社理事　石化事業本部企画管理部長
2011年 6月 当社理事　生産・技術本部副本部長
2012年 4月 当社理事　生産・技術本部副本部長兼同本部生産・技術企画部長
2013年 4月 当社執行役員　生産・技術本部長
2014年 4月 当社常務執行役員　生産・技術本部長　現在に至る
（生産・技術本部長。加工品事業支援センター、工場及びＲＣ・品質保証部担当）

選任理由

長年にわたる国内外の工場経験に基づき、当社の生産技術・安全推進に関する業務に精通しております。さらには、海外現地法人社長も経験しており、グローバル経営への知見も豊富に有しております。当社の企業価値向上のために寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

候補者番号 6

黒田 由貴子（くろだ ゆきこ）

（1963年9月24日生）



再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略 歴

1986年 4月 ソニー㈱入社
1991年 1月 ㈱ピープルフォーカス・コンサルティング代表取締役
2010年 6月 アステラス製薬㈱社外監査役
2011年 3月 ㈱シーエーシー（現：㈱CAC Holdings）社外取締役　現在に至る
2012年 4月 ㈱ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー
現在に至る
2013年 6月 丸紅㈱社外取締役　現在に至る
2015年 6月 当社取締役　現在に至る

■重要な兼職の状況

㈱ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー
㈱CAC Holdings社外取締役
丸紅㈱社外取締役

選任理由

企業経営者としての豊富な経験や、コンサルタントとしての実績に基づく高い見識をもとに、当社取締役会でも主に社外ステークホルダーの視点から積極的に発言を行っております。引き続き、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

候補者番号 7

馬田 一（ばだ はじめ）

（1948年10月7日生）



新任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略 歴

1973年 4月 川崎製鉄㈱（現：ＪＦＥスチール㈱）入社
2000年 6月 同社取締役
2003年 4月 ＪＦＥスチール㈱専務執行役員
2005年 4月 同社代表取締役社長
2006年 5月 日本鉄鋼連盟会長
2010年 4月 ＪＦＥホールディングス㈱代表取締役社長
2015年 4月 同社取締役
2015年 6月 同社相談役　現在に至る

■重要な兼職の状況

ＪＦＥホールディングス㈱相談役

選任理由

企業経営者としての豊富な経験、さらに業界団体トップとしての活動経験に基づく高い見識をもとに、当社経営全体を客観的に評価して本質的な課題やリスクを把握し、当社経営全般にわたって、有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

候補者番号 8

徳田 寛（とくだ ひろみ）

（1948年11月25日生）



新任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当社株式の数
5,000株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

略 歴

1971年	4月	日本電装㈱（現：㈱デンソー）入社
2000年	6月	同社取締役
2004年	6月	同社常務役員
2006年	6月	同社専務取締役
2008年	6月	同社代表取締役副社長
2011年	6月	㈱日本自動車部品総合研究所代表取締役社長　現在に至る
2014年	6月	㈱デンソー顧問技監　現在に至る

■重要な兼職の状況

㈱デンソー顧問技監
㈱日本自動車部品総合研究所代表取締役社長

選任理由

企業経営者としての豊富な経験、さらには、当社が注力していくモビリティ分野に関する高い見識をもとに、当社経営全体を客観的に評価して本質的な課題やリスクを把握し、当社経営全般にわたって、有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

（注）1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.黒田由貴子氏、馬田一氏及び徳田寛氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は黒田由貴子氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。黒田由貴子氏が再任され、馬田一氏及び徳田寛氏が選任された場合は、当社は各氏を独立役員とする予定であります。
※当社が定める独立役員の独立性基準は、11頁記載のとおりであります。
3.黒田由貴子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年間となります。
4.黒田由貴子氏は、㈱ピープルフォーカス・コンサルティングの業務執行取締役を兼務しております。
当社は2013年度、2014年度及び2015年度に同社に対し、ファシリテーション研修業務を委託しておりますが、当社がこの研修業務の対価として同社に支払った金額は、いずれも同社の当該事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。
5.現在、当社と黒田由貴子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。黒田由貴子氏が再任された場合、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、馬田一氏及び徳田寛氏が選任された場合、当社と各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6.黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は松本由貴子であります。
7.徳田寛氏が㈱デンソーの代表取締役副社長として在任中の2012年1月30日（米国時間）に、同社は、一部自動車部品の販売に関して米国独占禁止法に違反したとして、米国司法省との間で司法取引契約を締結しました。

（ご参考）

独立社外役員の独立性基準

当社が指定する独立社外役員の独立性基準は、以下のいずれにも該当しない者とする。

（1）現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、理事、部長等業務を執行する社員）であった者
（2）当社を主要な取引先（＊）とする者又はその業務執行者
　＊当該取引先が過去３事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の２％以上の支払いを当社から受けた場合、当社を主要な取引先とする。
（3）当社の主要な取引先（＊）又はその業務執行者
　＊当社が過去３事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の２％以上の支払いを当該取引先から受けた場合、又は当該取引先が当社に対し、過去３事業年度のいずれかにおいて、総資産の２％以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社の主要な取引先とする。
（4）当社の大株主（総議決権の１０％以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
（5）当社が大株主（総議決権の１０％以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
（6）当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
（7）当社から過去３事業年度のいずれかにおいて役員報酬以外に、年間１，０００万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体に所属する者）
（8）当社から過去３事業年度のいずれかにおいて年間１，０００万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体の業務執行者である者）
（9）近親者（配偶者及び二親等以内の親族）が上記（1）から（8）までのいずれかに該当する者
（１０）過去３年間において、上記（2）から（9）までのいずれかに該当していた者
（１１）前各項の定めにかかわらず、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者

以　上

第4号議案　監査役1名選任の件

監査役岩淵滋氏の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了しますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。
本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

鮎川 彰雄（あゆかわ あきお）

（1953年1月21日生）



新任

所有する当社株式の数
58,000株

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

略　歴

1975年 4月　当社入社
2011年 6月　当社執行役員　石化事業本部長
2012年 6月　当社常務執行役員　石化事業本部長
2014年 4月　当社常務執行役員
2014年 6月　当社取締役常務執行役員
2015年 4月　当社取締役専務執行役員
2016年 4月　当社取締役　現在に至る

選任理由

石油化学、基礎化学品及び機能樹脂にまで及ぶ幅広い事業の経験に加え、購買やサプライチェーンマネジメントも経験しており、当社の業務の幅広い範囲に精通しております。また、業務執行の適正性確保を担う監査役としての十分な見識を有することから、監査役として適任であると考えております。

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案　取締役賞与支給の件

取締役賞与につきましては、全社業績目標の達成状況を基に、連結の親会社株主に帰属する当期純利益、単独の繰越利益剰余金及び配当の状況を勘案し、取締役7名（社外取締役を除く）に対し、総額102,000,000円を支給させていただきたいと存じます。各取締役に対する具体的金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

Ⅰ．企業集団の現況

1 当事業年度の事業の状況

（1）事業の経過及び成果

当期の世界経済は、米国での堅調な個人消費や住宅市場を背景とした景気回復の動きや、英国やドイツを中心としたヨーロッパでの緩やかな景気回復の動きが継続しましたが、一方で、中国や新興国では、景気減速の動きが鮮明なものとなりました。

日本経済におきましては、企業収益や雇用環境の改善などを受け、景気は、力強さは感じられないものの、緩やかな回復の動きを見せました。

化学工業界におきましては、原油安や円安の影響を受け、国内のナフサクラッカーの稼働率が高水準で推移した他、非石化製品においても、ヘルスケア材料、機能性樹脂、農薬などの製品が円安の影響を受け好調な動きを見せる等、全般的には改善傾向となりました。

このような情勢のもとで、当社グループは2014年度を初年度とする中期経営計画の下、成長のターゲット領域と定めた「モビリティ」、「ヘルスケア」、「フード＆パッケージング」の3領域の集中的な拡大を図るとともに、「基盤素材」領域における事業再構築を推進してまいりました。折り返し時期にあたる当期においては、次のとおり取り組みました。

モビリティ領域では、従来よりコア事業として注力しているＰＰコンパウンドやエラストマー等を中心とする機能樹脂製品が、特に北中米の自動車生産・販売の増加に伴う需要の拡大を受け、これまで実施してきた成長投資の順調な回収に貢献しました。また、新規事業の創出に関しましても、強度と軽量化の両立を可能とする金属・樹脂一体化技術（ポリメタック®）の一部実用化等、事業化に向けた動きを加速させました。

ヘルスケア領域においても、従来よりコア事業として注力しているメガネレンズ材料、不織布等は、海外需要の拡大を受け順調に推移しました。特に不織布については、プレミアム紙おむつへの需要・輸出の拡大が著しく、それに対応するための設備増強を実施することとしました。一方で、歯科材料においては、最大市場である北米市場における低迷等の影響を受け、買収当初の利益計画が遅れ、のれんの減損損失を計上しました。ただし、これに対しては、北米での営業体制強化等、事業推進体制の再構築を既に進めており、歯科材料の持続的な成長に向けて取り組んでおります。また、事業領域を拡大し、患者/消費者向けのヘルスケア製品事業を展開するため北米で立ち上げた新たなヘルスケアブランド「Whole You™」は、事業化を進め

ていた新製品の販売を開始しました。

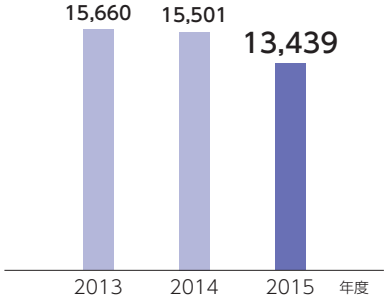
フード＆パッケージング領域においては、農薬に関して、ブラジルのIharabras社への増資、タイのSotus社株式の追加取得を行い、海外拠点を強化するとともに、新規殺菌剤を上市しました。また、新事業の創出に向けてフード＆パッケージング室を設置し、グループ横断的なシナジーを発揮できる体制を整え、従来とは異なる発想・視点での新事業の探索、ビジネスモデルの構築を図りました。

石化・基礎化学品を中心とする基盤素材領域においては、国内最適生産体制の確立、安定的なフル稼働の継続等、事業再構築の効果が着実に発現してまいりました。

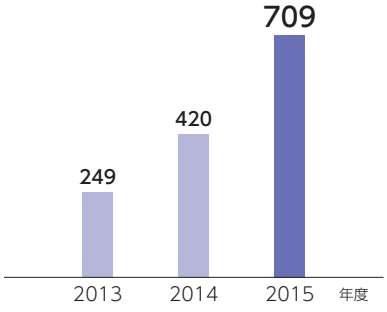
これにより、当期の当社グループの業績は、売上高は13,439億円（対前期比2,062億円減）、営業利益は709億円（対前期比289億円増）、経常利益は632億円（対前期比188億円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は230億円（対前期比57億円増）となりました。

業績ハイライト

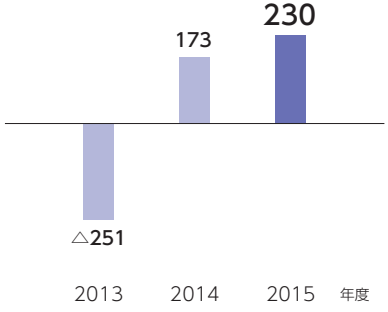
売上高（単位：億円）



営業利益（単位：億円）



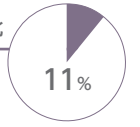
親会社株主に帰属する当期純損益（単位：億円）



事業部門別ハイライト

ヘルスケア部門

売上高構成比





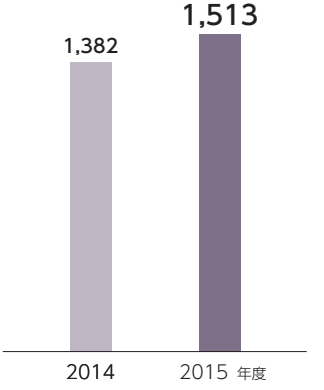


　ヘルスケア部門の売上高は、前期に比べ131億円増の1,513億円、売上高全体に占める割合は11%となりました。また、営業利益は、固定費増加等があったものの増販効果により、前期に比べ16億円増の107億円となりました。以上により、セグメント全体では、増収・増益となりました。

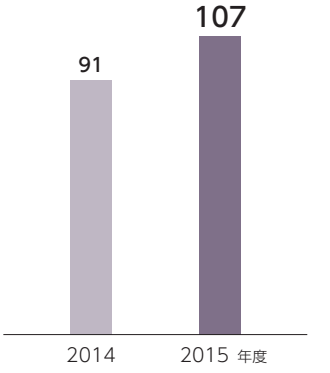
　ヘルスケア材料のメガネレンズ用材料、不織布は、海外の需要拡大等を受けて販売を拡大し、好調に推移しました。

　歯科材料は決算期変更による15ヶ月間の損益取込みの影響により、のれん償却費等の固定費が増加しております。

売上高（単位：億円）

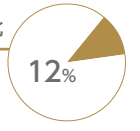


営業利益（単位：億円）



機能樹脂部門

売上高構成比







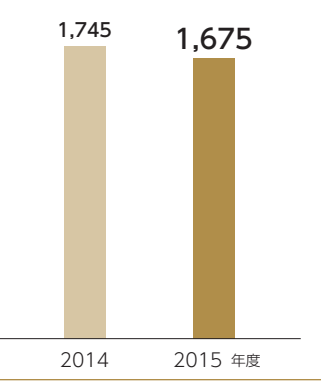
　機能樹脂部門の売上高は、前期に比べ70億円減の1,675億円、売上高全体に占める割合は12%となりました。一方、営業利益は、円安効果及び需要拡大への的確な対応等により、前期に比べ75億円増の262億円となりました。以上により、セグメント全体では、減収・増益となりました。

　自動車部品及び樹脂改質材用途を中心とするエラストマーは、円安効果及びグローバルな需要に的確に対応し、収益を拡大しました。

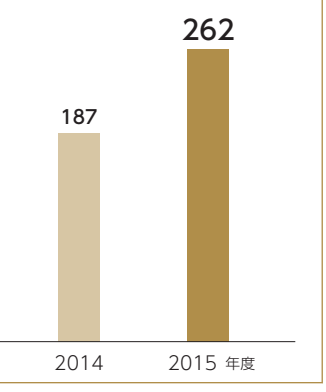
　機能性コンパウンド製品は、円安効果及び北米・アジアを中心とする自動車用途の堅調な需要に的確に対応し、収益を拡大しました。

　また、機能性ポリマーについても、円安効果及び電子情報関連用途の需要拡大に的確に対応し、収益を拡大しました。

売上高（単位：億円）

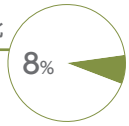


営業利益（単位：億円）



ウレタン部門

売上高構成比





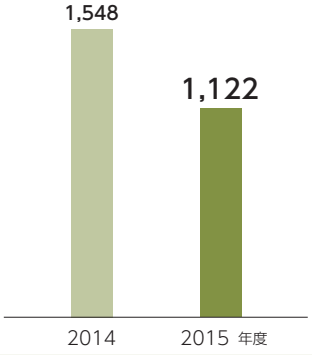


ウレタン部門の売上高は、前期に比べ426億円減の1,122億円、売上高全体に占める割合は8%となりました。また、営業損失は、ポリウレタン材料の海外市況下落の影響により、前期に比べ50億円増の85億円となりました。以上により、セグメント全体では、減収・減益となりました。

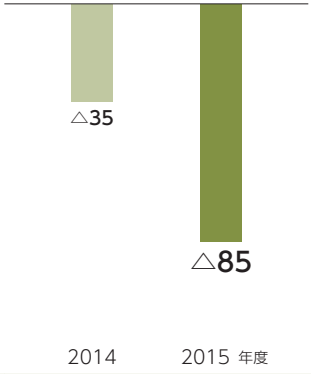
コーティング材料は、海外での需要拡大及び交易条件の改善等により収益を拡大しております。

一方、ポリウレタン材料は、2015年7月に設立された三井化学SKCポリウレタン㈱に事業を移管しましたが、海外市況の低迷による同社向け製造受託事業の収益悪化により、厳しい状況が続いております。

売上高 (単位：億円)

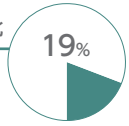


営業損失 (単位：億円)



基礎化学品部門

売上高構成比





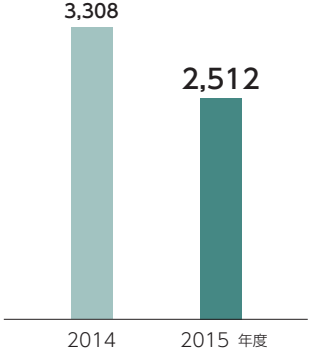


基礎化学品部門の売上高は、前期に比べ796億円減の2,512億円、売上高全体に占める割合は19%となりました。一方、営業損失は、当社が進めてきた事業再構築の効果が発現したことを受け、前期に比べ42億円改善の37億円となりました。以上により、セグメント全体では、減収・営業損失の改善となりました。

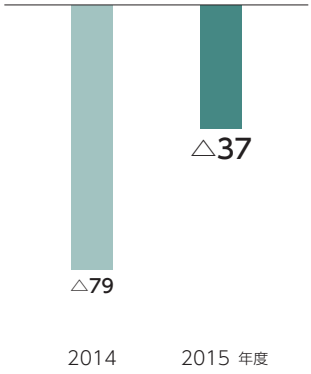
フェノールは、前期に比べ市況は改善しているものの、同業他社の新設立ち上げ及び中国経済鈍化の影響等により、依然として市況水準は低く、厳しい状況が続いております。

高純度テレフタル酸は、中国市況の低迷を背景に、厳しい状況が続いております。

売上高 (単位：億円)

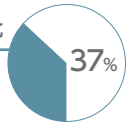


営業損失 (単位：億円)



石化部門

売上高構成比



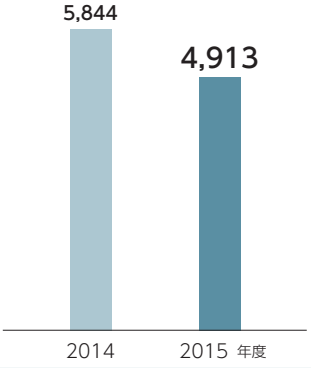




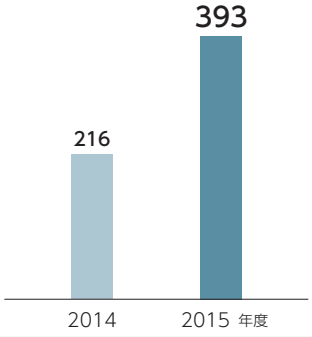
石化部門の売上高は、前期に比べ931億円減の4,913億円、売上高全体に占める割合は37%となりました。一方、営業利益は、堅調な国内需要、為替の影響により、前期に比べ177億円増の393億円となりました。以上により、セグメント全体では、減収・増益となりました。

ナフサクラッカーの稼働率が前期を上回りました。また、北中米の自動車生産台数の増加等により、海外PPコンパウンド事業の収益は順調に推移しました。

売上高 (単位：億円)

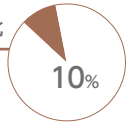


営業利益 (単位：億円)



フード&パッケージング部門

売上高構成比





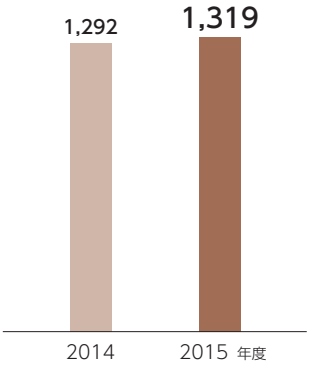


フード＆パッケージング部門の売上高は、前期に比べ27億円増の1,319億円、売上高全体に占める割合は10%となりました。また、営業利益は、販売の拡大や交易条件改善等により、前期に比べ48億円増の139億円となりました。以上により、セグメント全体では、増収・増益となりました。

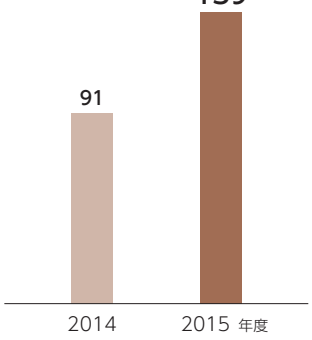
機能性フィルム・シートは、包装材料分野における堅調な販売、スマートフォン等を始めとした高付加価値分野における需要の拡大、新製品の拡販及び円安効果等により、収益を拡大しております。

農薬は、国内においてはほぼ前期並みでした。また、海外においては、増販及び円安効果等により、収益が拡大しました。

売上高 (単位：億円)

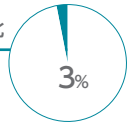


営業利益 (単位：億円)



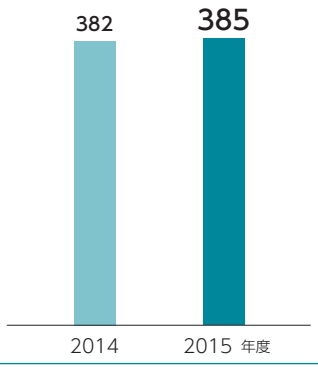
その他部門

売上高構成比

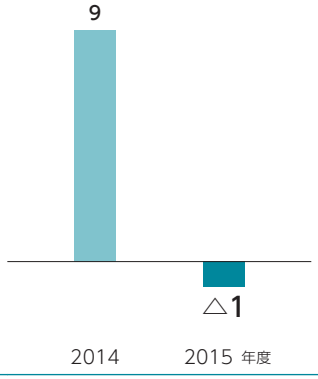


当部門の売上高は、前期に比べ3億円増の385億円、売上高全体に占める割合は3%となりました。一方、営業損益は、前期に比べ10億円悪化の1億円の損失となりました。

売上高（単位：億円）



営業損益（単位：億円）



(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は434億円であり、その主なものは、大牟田工場におけるメタキシリレンジイソシアネート（XDI）、新規ポリウレタンエラストマー「フォルティモ®」及びポリイソシアネート「スタビオ®」の製造設備新設、Prime Evolue Singapore Pte. Ltd.におけるメタロセン直鎖状低密度ポリエチレン（エボリュー®）の製造設備新設のための投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、自己資金、金融機関からの借入金等により所要資金を賄いました。

当期末有利子負債残高は、収益改善に伴う営業キャッシュフローの拡大等により、前期末に比べ757億円減少し、4,730億円となりました。

（4）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2014年12月22日付で韓国ＳＫＣ社との間で、両社のポリウレタン材料事業統合に関する契約を締結いたしました。その上で、同契約に基づき、当社のポリウレタン材料事業を承継する事業会社を国内に設立し、同社との間で当該承継に関する吸収分割を行う旨の契約を2015年2月16日付で締結いたしましたが、当該契約の効力は2015年7月1日付で発生しました。

2 直前3事業年度の財産及び損益の状況

事業年度		2012年4月〜2013年3月	2013年4月〜2014年3月	2014年4月〜2015年3月	2015年4月〜2016年3月
売上高	(百万円)	1,406,220	1,566,046	1,550,076	1,343,898
営業利益	(百万円)	4,290	24,899	42,040	70,926
経常利益	(百万円)	9,206	22,522	44,411	63,183
親会社株主に帰属する当期純損益	(百万円)	△ 8,149	△ 25,138	17,261	22,963
1株当たり当期純損益	(円)	△ 8.14	△ 25.10	17.24	22.95
純資産	(百万円)	428,914	409,647	471,299	443,237
総資産	(百万円)	1,337,995	1,432,162	1,411,790	1,258,948

(注) 上記の1株当たり当期純損益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社プライムポリマー	20,000	65.00	ポリエチレン及びポリプロピレンの製造、加工及び販売
三井化学東セロ株式会社	3,450	100.00	合成樹脂フィルム等の製造、加工及び販売
Mitsui Chemicals America,Inc.	169百万米ドル	100.00	米国における事業の統括会社
三井化学不織布（天津）有限公司	164百万人民元	100.00	中国における衛生材料用不織布の製造及び販売
Mitsui Phenols Singapore Pte. Ltd.	120百万米ドル	95.00	東南アジア地域におけるフェノール、アセトン及びビスフェノールAの製造及び販売
Mitsui Elastomers Singapore Pte. Ltd.	96百万米ドル	100.00	東南アジア地域におけるエラストマー製品の製造及び販売
Prime Evolue Singapore Pte. Ltd.	115百万米ドル	52.00	東南アジア地域におけるメタロセンポリマーの製造及び販売
Mitsui Hygiene Materials Thailand Co.,Ltd.	1,310百万 タイバーツ	100.00	東南アジア地域における衛生材料の製造及び販売
Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd.	2,450百万 インドルピー	83.96	インドにおけるポリプロピレン自動車材の製造及び販売
Heraeus Kulzer GmbH	25百万ユーロ	80.01	ドイツにおける歯科材料の製造及び販売

(注) 1.上記は、当社が直接又は間接出資している連結子会社のうち、資本金2,000百万円以上の会社であります。
2.議決権比率は、直接及び間接所有の合計であります。
3.Mitsui Chemicals America,Inc.の資本金については、払込資本を記載しております。
4.下関三井化学株式会社は、当期中に減資を行い、資本金が2,000百万円未満となりましたため、重要な子会社から除外いたしました。

4 対処すべき課題

2016年度の世界経済は、中国において、景気減速の傾向がより鮮明になり、また、新興国においても中国経済や資源安の影響を受け停滞気味となることが見込まれますが、一方で、米国での良好な雇用・所得環境や原油安を追い風とした内需の自律的な成長等もあり、依然として不透明感は残るものの、世界全体では緩やかな成長が継続するものと想定されます。

日本経済は、雇用、所得環境の更なる改善に伴い、個人消費が回復し、緩やかな景気回復が継続するものと見込まれます。

化学工業界におきましては、世界景気の回復に伴う需要拡大はあるものの、ナフサ価格や為替の変動等を受け、先行き不透明な事業環境となることが見込まれます。

このような情勢のもと、当社は、2016年度においては2014年度中期経営計画において定めた2020年近傍の目標（連結業績で営業利益1,000億円、親会社株主に帰属する当期純利益500億円）の早期実現と更なる成長基調を示すための取り組みを継続してまいります。

また、当社は、2016年度においては、財務体質に留意しながらも、2020年目標の達成に向けて、積極的に経営資源を投入してまいります。

以上を踏まえ、2016年度は、特に次の点を重点課題として取り組んでまいります。

■成長を牽引する事業の更なる収益拡大
■成長投資の確実な回収、将来に向けた設備能力の確保
■新事業・新製品の創出の加速
■既存事業の収益力強化（合理化含めた更なる収益力改善）
■収益悪化事業における再構築の確実な実行による収益回復
■グループ・グローバル経営に向けた基盤の強化
■安全最優先の考えに基づいた取り組みの強化徹底、異常現象・事故・労災の撲滅

業績予想（単位：億円）

	2015年度 連結業績		2016年度 連結業績予想
売上高	13,439	↘	12,500
営業利益	709	→	700
経常利益	632	→	620
親会社株主に帰属する当期純利益	230	↗	360
ROA（総資産営業利益率）	5.3%	↗	5.6%
ROE（自己資本利益率）	5.8%	↗	9.1%

【2014年度中期経営計画について】

当社グループは、2014年度を初年度とする中期経営計画を策定し、自動車材料を中心とした「モビリティ」、メガネレンズ用材料、不織布、歯科材料等の「ヘルスケア」、食品包材、農薬等の「フード＆パッケージング」を成長のターゲット事業領域と定め、集中的な拡大を図るとともに、石化・基礎化学品を中心とした汎用化学品を社会・産業を支える「基盤素材」領域として展開しております。

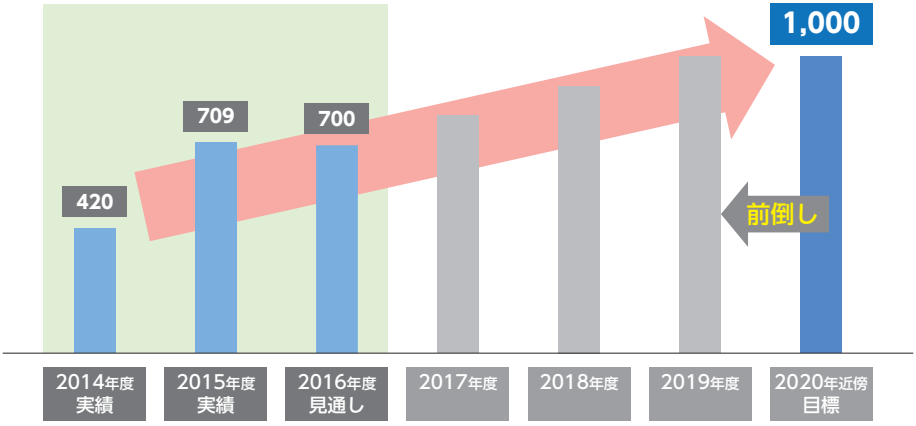
2016年4月には、同中期経営計画の全社基本戦略の更なる推進のため、組織改正を実施し、同中期経営計画で掲げる重点事業領域に合わせた事業本部体制を確立いたしました。これにより、中期経営計画の戦略と開示セグメント、組織の整合を図り、各事業間の更なるシナジーを追求してまいります。

【2016年度以降の目標について】

当社は、同中期経営計画の最終年度である2016年度を、更なる成長に向け力を蓄える時期と捉えており財務体質に留意しながらも、積極的な投資を実施し、各ターゲット事業領域の拡大を図ってまいります。

当社がこれまで着手してきたPPコンパウンド、機能性コンパウンド、不織布、特殊イソシアネート等の成長投資が、2017年度以降、順次、利益面で寄与してきます。さらに、コア事業の更なる強化、新事業・新製品の創出も加速させることにより、着実に収益を伸ばしつつ、2019年度には2020年近傍の目標値である連結営業利益1,000億円を前倒しで達成できるよう努めてまいります。

今後の成長イメージ（営業利益）（単位：億円）



5 主要な事業内容（2016年3月31日現在）

事業部門	主要製品・事業
ヘルスケア	メガネレンズ用材料、医療材料、不織布（シンテックス®、タフネル®）、通気性フィルム（エスポアール®）、歯科材料、合成パルプ（ＳＷＰ®）
機能樹脂	エチレン・プロピレンゴム（三井ＥＰＴ™）、α－オレフィンコポリマー（タフマー®）、液状ポリオレフィンオリゴマー（ルーカント®）、熱可塑性エラストマー（ミラストマー®）、接着性ポリオレフィン（アドマー®）、エンジニアリングプラスチック（アーレン®、オーラム®、プロベスト®）、特殊ポリオレフィン（ＴＰＸ®、アペル™、ハイゼックスミリオン®）、半導体材料（三井ペリクル™）、ガス用及び給水・給湯用配管システム
ウレタン	ウレタン原料（ＴＤＩ、ＭＤＩ、ＰＰＧ）、ウレタン樹脂（タケネート®、タケラック®）、コーティング樹脂（ユーバン®、アルマテックス®、オレスター®、ボンロン™、ＡＥアルマテックス®）、ワックス（三井ハイワックス™）、表示デバイス用シール材（ストラクトボンド®）、ポリオレフィン系樹脂（ユニストール™、ケミパール™）
基礎化学品	フェノール、アセトン、α－メチルスチレン、メチルイソブチルケトン（ＭＩＢＫ）、イソプロピルアルコール、ビスフェノールＡ、エポキシ樹脂（エポミック®）、高純度テレフタル酸、ポリエチレンテレフタレート（三井ＰＥＴ™）、エチレンオキサイド、エチレングリコール、エタノールアミン、ホルマリン、メタアクリル酸メチル（ＭＭＡ）、液体アンモニア、尿素、高品位尿素水（アドブルー®）、メラミン、ハイドロキノン、クレゾール、製紙材料（アクリルアマイド）、トナーバインダー、半導体用ガス
石化	エチレン、プロピレン、高密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン、メタロセン直鎖状低密度ポリエチレン（エボリュー®）、ポリプロピレン、ポリプロピレンコンパウンド、ポリオレフィン製造用触媒
フード＆パッケージング	二軸延伸ポリプロピレンフィルム、無延伸ポリプロピレンフィルム、直鎖状低密度ポリエチレンフィルム（T.U.X®）、シリコーンコート離型フィルム（セパレーターＳＰ－ＰＥＴ）、ハイクリーン粘着テープ（イクロス™テープ）、耐熱離型フィルム（オピュラン®）、太陽電池用封止シート（ソーラーエバ™、ソーラーエース™）、低発泡ポリオレフィンシート、農業用殺虫剤・殺菌剤・除草剤、防疫用殺虫剤、ハイブリッドライス種子

6 主要な事業所等（2016年3月31日現在）

(1) 当　社

①本　　社（東京都）
②支　　店
名古屋支店（名古屋市）
大阪支店（大阪市）
福岡支店（福岡市）
③工　　場
鹿島工場（茨城県神栖市）
市原工場（千葉県市原市）
茂原分工場（千葉県茂原市）
名古屋工場（名古屋市）
大阪工場（大阪府高石市）
岩国大竹工場（山口県岩国市及び和木町並びに広島県大竹市）
大牟田工場（福岡県大牟田市）
④研究開発部門
袖ケ浦センター（千葉県袖ケ浦市）
⑤海外事務所
北京事務所
韓国支社（韓国ソウル市）

（注）鹿島工場は、2016年3月30日付で生産を停止いたしました。また、韓国支社は、現地法人化し、2016年4月1日付で「三井化学韓国株式会社」として営業を開始しました。

(2) 重要な子会社

株式会社プライムポリマー（東京都、千葉県市原市、大阪府高石市）
三井化学東セロ株式会社（東京都、茨城県古河市、静岡県浜松市、名古屋市）
Mitsui Chemicals America,Inc.（米国）
三井化学不織布（天津）有限公司（中国）
Mitsui Phenols Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）
Mitsui Elastomers Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）
Prime Evolue Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）
Mitsui Hygiene Materials Thailand Co.,Ltd.（タイ）
Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd.（インド）
Heraeus Kulzer GmbH（ドイツ）

7 使用人の状況 (2016年3月31日現在)

事業部門別名称	使用人数（人）	対前期末増減（人）
ヘルスケア	2,761	△12
機能樹脂	1,099	△1
ウレタン	769	△646
基礎化学品	616	△44
石化	2,165	△25
フード&パッケージング	1,737	△1
その他	4,300	△187
合計	13,447	△916

8 主要な借入先の状況 (2016年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	44,835
三井住友信託銀行株式会社	30,873
株式会社みずほ銀行	28,729
株式会社日本政策投資銀行	28,257
農林中央金庫	22,636

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社三井住友銀行	8,355百万円
三井住友信託銀行株式会社	9,405百万円
株式会社みずほ銀行	7,780百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,700百万円
農林中央金庫	6,219百万円

9 企業集団の現況についてのご報告は、次により記載しております。

百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。

Ⅱ. 会社の現況

1 株式の状況（2016年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数　3,000,000,000株

（2）発行済株式の総数　1,022,020,076株

（3）株主数　69,624人（対前期末比3,155人減）

（4）大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	64,702	6.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	62,155	6.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・東レ株式会社退職給付信託口）	37,425	3.74
株式会社三井住友銀行	21,946	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	21,247	2.12
野村信託銀行株式会社（投信口）	18,922	1.89
三井物産株式会社	17,370	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口）	17,370	1.73
農林中央金庫	12,732	1.27
三井生命保険株式会社	12,621	1.26

（注）1.持株比率は、自己株式（21,483,760株）を控除して計算しております。
2.当社は、21,483,760株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2016年3月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	淡　輪　　敏	業務執行全般統括(ＣＥＯ)。 アジア総代表、中国総代表、米州総代表、欧州総代表、コーポレートコミュニケーション部及び内部統制室担当
代表取締役副社長執行役員	大　村　康　二	社長補佐。 生産・技術本部、加工品事業支援センター、工場、最適生産体制構築、購買部及び物流部担当
代表取締役副社長執行役員	越　部　　実	社長補佐。 ヘルスケア事業本部、ウレタン事業本部、三井化学東セロ株式会社、三井化学アグロ株式会社、フード＆パッケージング室、新ＨＣ事業開発室、経営企画部及びＨ－プロジェクト室担当
取締役専務執行役員	久　保　雅　晴	ＲＣ・品質保証部、総務・法務部、経理部、システム部、業務効率化プロジェクト推進室、レスポンシブル・ケア委員会及びリスク・コンプライアンス委員会担当
取締役専務執行役員	鮎　川　彰　雄	機能樹脂事業本部、基礎化学品事業本部、石化事業本部及び支店担当
取締役常務執行役員	諫　山　　滋	新自動車材開発室、環境・エネルギー事業推進室、研究開発本部及び知的財産部担当
取締役常務執行役員	植　木　健　治	Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (China) Co., Ltd.、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、人事部、関係会社統括部及びＣＳＲ委員会担当。 業務効率化プロジェクト推進室副担当
取締役	鈴　木　芳　夫	弁護士法人一番町綜合法律事務所弁護士、中央大学法科大学院教授 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役
取締役	黒　田　由貴子	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー 株式会社CAC Holdings社外取締役 丸紅株式会社社外取締役
常勤監査役	岩　淵　　滋	フクビ化学工業株式会社社外取締役
常勤監査役	那　和　保　志	
監査役	松　田　　博	
監査役	関　根　　攻	弁護士(青山綜合法律事務所顧問)、東鉄工業株式会社社外取締役
監査役	西　尾　弘　樹	室町殖産株式会社代表取締役社長、室町建物株式会社代表取締役会長、三機工業株式会社社外取締役

（注）1.取締役のうち鈴木芳夫氏及び黒田由貴子氏は、社外取締役であります。また、当社は鈴木芳夫氏及び黒田由貴子氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。

2.監査役のうち松田博氏、関根攻氏及び西尾弘樹氏は、社外監査役であります。また、当社は松田博氏、関根攻氏及び西尾弘樹氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。

3.監査役松田博氏及び西尾弘樹氏は、長年にわたり金融機関での実務から経営に至るまで幅広い経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4.取締役黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は松本由貴子であります。

5.監査役古賀義徳氏は、2015年6月24日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

6.2016年4月1日をもって、社外取締役以外の取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	淡　輪　　敏	業務執行全般統括（ＣＥＯ）
代表取締役 専務執行役員	久　保　雅　晴	社長補佐（ＣＦＯ）。 総務・法務部、経理部、レスポンシブル・ケア委員会及びリスク・コンプライアンス委員会担当
代表取締役 専務執行役員	諫　山　　滋	社長補佐。 研究開発本部管掌。 新モビリティ事業開発室、次世代事業開発室、ロボット材料事業開発室及び知的財産部担当
取締役 副社長執行役員	大　村　康　二	基盤素材事業本部長
取締役 副社長執行役員	越　部　　実	フード＆パッケージング事業本部長。 ヘルスケア事業本部、新ヘルスケア事業開発室及びH－プロジェクト室担当
取締役 常務執行役員	植　木　健　治	Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (China) Co., Ltd.、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、購買部、物流部、関係会社統括部、システム部、業務効率化プロジェクト推進室及びＣＳＲ委員会担当
取締役	鮎　川　彰　雄	

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	支 給 額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	428百万円 (20百万円)
監査役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	94百万円 (31百万円)
合計 (うち社外役員)	17名 (7名)	522百万円 (51百万円)

(注) 1.取締役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額60百万円以内と決議しております。
2.監査役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額11百万円以内と決議しております。
3.上記の金額には、2015年6月24日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名に対する2015年4月から退任時までの支給額が含まれております。
4.上記の支給額には、2016年6月24日開催の第19期定時株主総会において付議する以下の取締役賞与の予定額が含まれております。
2016年3月31日現在在任中の取締役7名：102百万円

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役鈴木芳夫氏は、弁護士法人一番町綜合法律事務所の弁護士、中央大学法科大学院の教授及び株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの社外監査役であります。当社と弁護士法人一番町綜合法律事務所、当社と中央大学及び当社と株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドとの間には特別な関係はありません。
- 取締役黒田由貴子氏は、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの取締役・ファウンダー(業務執行取締役)であります。当社は、2013年度、2014年度及び2015年度に同社に対しファシリテーション研修業務を委託しておりますが、当社がこの研修業務の対価として同社に支払った金額は、いずれも同社の当該事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。また、同氏は、株式会社CAC Holdingsの社外取締役でありますが、当社と株式会社CAC Holdingsとの間に特別な関係はありません。また、同氏は丸紅株式会社の社外取締役も務めており、当社は同社との取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
- 監査役関根攻氏は、青山綜合法律事務所の顧問及び東鉄工業株式会社の社外取締役であります。当社と青山綜合法律事務所及び当社と東鉄工業株式会社との間には特別な関係はありません。

- 監査役西尾弘樹氏は、室町殖産株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社の株式を保有しておりますが、その比率は発行総数の５％であり、当社は同社における経営上の意思決定に関する影響力を保持しておりません。また、同氏は、室町建物株式会社の代表取締役会長であります。当社は、2013年度、2014年度及び2015年度において同社が保有・管理する建物の一部を賃借しておりますが、当社がこの建物賃借の対価として同社に支払った金額は、いずれも同社の当該事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。また、同氏は、三機工業株式会社の社外取締役も務めており、当社は同社との取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（10回開催）	監査役会（14回開催）
	出 席 回 数	出 席 回 数
取締役　鈴　木　芳　夫	10回	－
取締役　黒　田　由貴子	8回 （同氏の就任後、取締役会は8回開催）	－
監査役　松　田　　博	10回	13回
監査役　関　根　　攻	10回	14回
監査役　西　尾　弘　樹	8回 （同氏の就任後、取締役会は8回開催）	11回 （同氏の就任後、監査役会は11回開催）

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- 取締役鈴木芳夫氏は、法的知識並びに法曹界及び他社の社外役員での豊富な経験に基づき、コンプライアンス推進やリスク管理等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。
- 取締役黒田由貴子氏は、企業経営者、他社の社外役員及びコンサルタントとしての豊富な経験に基づき、グローバル化や当社の業務執行の妥当性確保等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。
- 監査役松田博氏は、金融機関の経営に長年携わるとともに、他社の監査役経験もあることから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。
- 監査役関根攻氏は、法的知識並びに法曹界及び他社の社外役員での豊富な経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保やリスク管理等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。

・監査役西尾弘樹氏は、金融機関や民間企業の経営に長年携わるとともに、他社の社外役員の経験もあることから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や事業の収益性・安全性向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役会の実効性評価

当社は、当社『コーポレートガバナンス・ガイドライン』(※)第4章 第1節「3.取締役会の体制及び運営」の(4)に定めるとおり、毎年、各取締役の自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。

2015年度においては、2016年2月中旬に全取締役、監査役に対してアンケート調査を実施し、その結果を基にして3月中旬に行われた社外役員のみの会合における議論の内容とともに、3月末の取締役会に報告し、今後の課題や方策につき議論を行いました。

その結果、当社の取締役会においては、審議に必要な情報が事前に適切に提供されていること、及び、各社外役員より独立した立場からの意見が出され、活発な議論が行われていることが確認されました。一方で、取締役会の監督機能の一層の強化のため、戦略や会社の方向性といった中長期的な経営課題に関する議論を更に充実させていくことが課題であること、また、その実現に向けて、取締役会での決議/報告事項の基準や審議のプロセスの見直し等が必要であることを確認・共有いたしました。

当社は、本実効性評価を踏まえ、当社取締役会の監督機能を高めるべく必要な施策を適宜検討・実行してまいります。

(※)当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインについては、当社公式ウェブサイトに掲載しております。
(URL：http://jp.mitsuichem.com/corporate/governance.htm)

3 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	143百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	230百万円

(注) 1.当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3.当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より聴取を行い、会計監査人の独立性、専門性、監査の品質を確認し、監査計画の内容や監査時間の妥当性、会計監査人の職務の遂行状況を検討の上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務」等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(6) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

①処分の対象者：新日本有限責任監査法人

②処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止（2016年1月1日から同年3月31日まで）

③処分理由

ア：新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の2010年3月期、2012年3月期及び2013年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

イ：当該監査法人の運営が著しく不当と認められた。

4 業務の適正を確保するための体制

当社は、実効性の高い業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を構築するため、2006年5月10日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに沿って構築した内部統制システムを運用しております。2015年度においては、2015年3月31日開催の取締役会の決議をもって内部統制システムに子会社管理体制や監査体制に関する事項を追加した上で、内部統制システムの運用状況につき確認いたしました。

1. 内部統制システムの概要

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及び子会社において、業務執行を行う取締役は、各社の取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。

②当社において、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べることができることとする。

③当社において、社内組織として内部統制室を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、当社及び子会社の会計及び業務における法令遵守状況等の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。

④当社及び子会社の社員を対象とした法令・ルール遵守教育を、Eーラーニングや階層別研修等の方法により実施する。

⑤当社及び子会社の社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して当社及び子会社社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。

⑥当社及び子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、かつ不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わないものとし、反社会的勢力への対応につきマニュアル等にてその方針を明確化して周知・徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社において、取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規則」その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、「三井化学グループリスク管理システム」に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するPDCAを着実に実施し、日常的に当社及び子会社におけるリスクの未然防止を確実に行える体制をとる。また、当社「リスク管理規則」に基づき、当社及び子会社のリスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持、運営するため、当社において、担当役員を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

②リスクの顕在化により、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ的確な対応を図るための体制を整え、顧客に対して供給責任を果たせるよう、当社及び主要な子会社において適切な事業継続計画（BCP）を策定する。

③当社及び主要な子会社において、各社がそれぞれのリスク状況について分析を行うとともに、子会社については、当社の所管部門がその報告を受けて対応の進捗管理を行うこととし、また、内部統制室による監査の対象とする。

④当社及び子会社に重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、当社においては「危機管理規則」に基づき、社長又は社長が任命する者を本部長とする対策本部を速やかに設置し、その指示のもと、関係部署が連携・協力して、人身の安全、損害の最小化等に向けた施策を迅速・的確に実施する。また、子会社においても、当社「危機管理規則」又は各社の規則に基づき、当社との連携も含め、適切な対応を行う。

⑤当社及び子会社の社員や仕入先・工場協力会社等の取引先が、リスク情報の報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報を行える体制を整える。当社社員（子会社への出向者を含む）を対象に定期的に実施するリスク管理教育や、社内のネットワークシステムや公式ＨＰへの掲載を通じてリスクホットラインの存在及び活用を周知徹底する。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社及び子会社において、取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとり、取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。

②当社において、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能をもつので、事業運営実態との乖離を

招かないよう、業務執行取締役を置く。
③当社「決裁規則」その他の社則により、子会社に関する事項についての当社及び子会社の権限分配及び意思決定手続を明確化する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社及び子会社の健全かつ円滑な運営のため、当社「関係会社管理規則」その他の社則により、事前に子会社が当社の承認を要する事項及びその他の事項に関する意思決定手続等を明確にする。また、主要な子会社にも関係会社管理規則等の内容を踏まえた社則を整備させ、当該整備状況を、内部統制室による監査の対象とする。
②子会社ごとにその運営管理を担当する部署（所管部門）を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社の経営状況の把握等を行う。
③主要な子会社には監査役を派遣し、派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の内部統制室が定期的に監査を実施し、法令遵守、リスク管理及びその他の業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社において、監査役の職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社において、監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動・人事評価にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、当社監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を当社監査役に報告する。また、リスクホットラインを通じて当社及び子会社の社員や仕入先・工場協力会社等の取引先より報告された情報についても即時又は適宜当社監査役に報告される。

②当社において、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。
③子会社における監査役の監査結果は必要に応じて、当社の監査役に報告される。また、当社の監査役と子会社の監査役との間で必要に応じて情報交換を行う。

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社においては、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱い（解雇、降格、減給、配置転換その他の人事処分のほか、あらゆる報復措置等を含む。）を行わないこととし、子会社にも同様の取扱いをさせる。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社において、監査役は、取締役会及び社内の重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つ。
②当社において、監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
③当社において、監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施する。

（注）上記(1)、(3)、(4)、(5)、(8)及び(9)の各体制については、子会社のみならず、可能かつ適切な範囲で持分法適用関連会社にも準用します。

2. 内部統制システム運用状況の概要

当事業年度における内部統制システム運用状況のうち、主なものは次のとおりです。

(1) 職務執行の適正さ、コンプライアンス確保のための体制に関する運用状況

・当社は取締役会を10回開催し、重要な業務執行についての決議・報告を適切に行いました。
・当社は経営会議を22回開催し、常勤監査役出席のもと重要事項の審議・報告を適切に行いました。

・本社・事業所で法令・ルール遵守教育を実施するとともに、当社及び子会社の従業員を対象に法令・ルール遵守職場ディスカッションを実施しました。
・コンプライアンスガイドブックに、昨今の社会状況を踏まえた事例を追加するとともに、規制・取締りが強化されている分野の情報を追加し、充実化を図りました。

(2) リスク管理体制に関する運用状況
・リスク・コンプライアンス委員会を2回開催し、新たに想定されるリスクに対する的確な対応・支援を行うとともに、当社グループのリスク管理に関するPDCAの実施状況を確認しました。
・当社各部及び主要な子会社の事業継続計画(BCP)の見直しを実施しました。
・地震BCP訓練を実施し、本社と事業所との円滑な連携に向け取り組みました。

(3) 職務執行の効率性確保のための体制に関する運用状況
・当社及び子会社では、取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとっています。また、当社の取締役会は、重要事項の意思決定や各取締役の職務執行状況報告を通じ、取締役の業務執行を適切に監督しました。
・当社では、業務執行取締役及び執行役員が連携することにより、取締役会の経営監督機能と全社戦略策定機能が適切に機能しております。

(4) 子会社の職務執行に関する当社への報告体制、その他企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する運用状況
・当社の内部統制室は、子会社への内部監査を実施し、当社の事前承認を要する事項の各子会社規則類への反映状況、各社の法令遵守、リスク管理状況等について確認を行いました。

(5) 内部統制の実効性確保のための体制に関する運用状況
・当社の内部統制室は、年間の内部監査計画に基づき、当社各部署、子会社及び関連会社に対して監査を実施したうえで、その状況について経営会議で報告し、当社監査役とは相互に実施した監査の情報共有を行いました。

(6) 監査役による監査の実効性確保のための体制に関する運用状況
・当社の監査役は、監査計画に基づき当社及び子会社の監査を実施しました。
・当社の監査役は、会計監査人より会計監査結果について定期的に報告を受け、意見交換を行いました。
・当社の監査役は、全ての取締役会に出席しました。また、当社常勤監査役は、当社経営会議等の重要な社内会議に出席し、監査役会において情報共有を行いました。
・当社の監査役は、リスクホットラインの運用実績や、当社の内部統制室による内部監査結果について、定期的に報告を受けました。

5 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「絶えず革新による成長を追求し、グローバルに存在感のある化学企業グループ」を「目指すべき企業グループ像」として、次に掲げる当社の企業価値の源泉を基に、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

a. 新技術、新製品を生み出す研究開発力
b. グローバルな生産、販売体制とマーケティング力
c. 社外ステークホルダーとの信頼関係
d. 高度な専門性とチャレンジ精神を有する多様な人材

また、当社は、2014年度中期経営計画を策定し、企業価値ひいては株主共同の利益の更なる向上に努めております。その中で、当社グループの将来像を設定し、経済軸と環境軸・社会軸が結びついた社会課題解決への取組みにより、事業活動を通じた社会貢献を目指します。成長事業である「モビリティ」、「ヘルスケア」及び「フード＆パッケージング」領域における集中的な拡大、新事業・新製品の創出を推進するとともに、石化・基礎化学品を中心とした「基盤素材」を事業・技術を確保しながら展開いたします。

2014年度を初年度とする3年間では、次の方針で取り組んでおります。

■大型市況製品の再構築の確実な実行により収益力の回復を図る。
■2011年度中期経営計画で具体化、実行した成長投資を確実に収益拡大へ繋げる。
■事業ポートフォリオ変革に向け、経営資源をモビリティ、ヘルスケア及びフード＆パッケージング領域に集中する。

■新事業・新製品創出を加速する。
■財務体質の改善、強化を図る。
さらに、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくために、コーポレート・ガバナンスの充実は最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化等の諸施策を推進しております。また、ステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実・強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2013年5月10日開催の当社取締役会及び2013年6月25日開催の当社第16期定時株主総会の各決議に基づき、2010年6月24日に更新した「当社株券等の大量買付行為に関する対応策」（買収防衛策）の内容を一部改定した上で更新いたしました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。
本プランの具体的な内容の概要は以下のとおりです。

①本プランの目的

本プランは、当社株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するためのものです。

②対象となる買付等

本プランは、次のa.又はb.に該当する買付若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとします。以下「買付等」と総称し、買付等を行う買付者又は買付提案者を「買付者等」と総称します。）を適用対象とします。買付者等は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

③本プランの発動に係る手続及び発動要件等

上記に定める買付等を行う買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な所定の情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。

なお、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案等の提示を要求することがあります。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から情報、資料等の提供を受けてから原則として最長60日間の検討期間（ただし、一定の場合には原則として30日を上限として延長を行うことができます。）を設定し、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等所定の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権（下記④に定義されます。以下同じ。）の無償割当てを実施することが相当である場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

他方、独立委員会は、買付者等による買付等が所定の要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。ただし、独立委員会が当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合又は株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、取締役会が善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、株主の意思を確認することができるものとします。

④本新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、割当て期日における当社以外の当社の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、割り当てられます。本新株予約権の目的である株式は、原則として当社普通株式1株とします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める価額とします。

買付者等所定の要件に該当する者（以下「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、当社は、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに当社株式を交付することができます。

⑤本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2016年6月24日開催の定時株主総会の終結の時までです。同株主総会にて本プランの更新を議案として上程しないため、本プランは同日付で終了する予定です。

(4) 上記各取組みに対する取締役会の判断及びその理由

①基本方針の実現に資する特別な取組み（上記（2）の取組み）

2014年度中期経営計画に基づく戦略、コーポレート・ガバナンスの充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に資するものです。したがって、これらの各施策は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記（3）の取組み）

以下の理由から、本プランは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

a. 経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足していること。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて運用できるよう設計されていること

b. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・更新されたものであること

c. 株主総会において株主の承認を得て更新されたものであること、発動に際して一定の場合に株主の意思を確認することとされていること、有効期間の満了前であっても株主総会において本プランを廃止することができること等、株主の意思を重視するものであること

d. 当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定すること

e. 合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動しないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること

f. 独立した第三者の助言を得ることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みが確保されていること

g. 当社取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役の選任を通じて株主の意向を反映させることが可能であること

h. デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）でも、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもないこと

6 会社の現況についてのご報告は、次により記載しております。

（1）百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。
（2）千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表　2016年3月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部	**1,258,948**	**負債の部**	**815,711**
流動資産	**628,210**	**流動負債**	**364,259**
現金及び預金	79,578	支払手形及び買掛金	118,331
受取手形及び売掛金	245,345	短期借入金	86,490
たな卸資産	240,686	1年内返済予定の長期借入金	25,892
繰延税金資産	11,007	1年内償還予定の社債	20,142
未収入金	44,913	リース債務	62
その他	7,480	未払金	71,744
貸倒引当金	△ 799	未払法人税等	5,886
固定資産	**630,738**	役員賞与引当金	164
有形固定資産	**413,402**	修繕引当金	8,129
建物及び構築物	100,844	事業構造改善引当金	234
機械装置及び運搬具	112,876	その他	27,185
土地	157,697	**固定負債**	**451,452**
建設仮勘定	31,307	社債	59,716
その他	10,678	長期借入金	279,583
無形固定資産	**40,173**	リース債務	1,101
のれん	9,408	繰延税金負債	19,791
ソフトウェア	4,458	役員退職慰労引当金	277
その他	26,307	修繕引当金	4,251
投資その他の資産	**177,163**	環境対策引当金	786
投資有価証券	124,942	事業構造改善引当金	2,648
退職給付に係る資産	17,571	退職給付に係る負債	59,659
繰延税金資産	6,362	資産除去債務	3,991
その他	29,070	その他	19,649
貸倒引当金	△ 782	**純資産の部**	**443,237**
		株主資本	**382,421**
		資本金	125,053
		資本剰余金	90,847
		利益剰余金	181,128
		自己株式	△ 14,607
		その他の包括利益累計額	**△ 450**
		その他有価証券評価差額金	14,650
		繰延ヘッジ損益	△ 48
		為替換算調整勘定	8,930
		退職給付に係る調整累計額	△ 23,982
		非支配株主持分	**61,266**
合計	**1,258,948**	**合計**	**1,258,948**

連結損益計算書　自 2015年4月1日　至 2016年3月31日

(単位：百万円)

科目		金額
売上高		**1,343,898**
売上原価		**1,069,451**
売上総利益		**274,447**
販売費及び一般管理費		**203,521**
営業利益		**70,926**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,071	
その他	4,202	8,273
営業外費用		
支払利息	6,623	
休止費用	1,222	
持分法による投資損失	2,150	
為替差損	1,929	
その他	4,092	16,016
経常利益		**63,183**
特別利益		
固定資産売却益	1,236	
投資有価証券売却益	3,820	
事業譲渡益	3,738	8,794
特別損失		
固定資産処分損	5,277	
固定資産売却損	293	
減損損失	24,060	
関連事業損失	1,045	30,675
税金等調整前当期純利益		**41,302**
法人税、住民税及び事業税	15,840	
法人税等調整額	△ 4,005	11,835
当期純利益		**29,467**
非支配株主に帰属する当期純利益		6,504
親会社株主に帰属する当期純利益		**22,963**

貸借対照表　2016年3月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部	**1,000,161**	**負債の部**	**703,839**
流動資産	**349,902**	**流動負債**	**331,129**
現金及び預金	45,204	買掛金	68,401
受取手形	277	短期借入金	79,044
売掛金	143,024	1年内返済予定の長期借入金	22,340
商品及び製品	65,577	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	1,771	リース債務	11
原材料及び貯蔵品	30,493	未払金	52,810
前渡金	74	未払費用	8,707
前払費用	1,122	未払法人税等	792
短期貸付金	4,787	前受金	969
繰延税金資産	4,526	預り金	71,087
未収入金	51,808	役員賞与引当金	105
その他	1,239	修繕引当金	6,776
固定資産	**650,259**	その他	87
有形固定資産	**257,671**	**固定負債**	**372,710**
建物	37,533	社債	59,000
構築物	20,308	長期借入金	244,984
機械及び装置	50,868	リース債務	38
車両運搬具	131	繰延税金負債	6,792
工具、器具及び備品	3,821	退職給付引当金	40,417
土地	142,099	修繕引当金	1,857
リース資産	49	環境対策引当金	786
建設仮勘定	2,862	事業構造改善引当金	2,311
無形固定資産	**4,118**	債務保証等損失引当金	1,184
のれん	434	資産除去債務	702
工業所有権	1,088	その他	14,639
諸利用権	106	**純資産の部**	**296,322**
ソフトウェア	2,490	**株主資本**	**283,927**
投資その他の資産	**388,470**	**資本金**	**125,053**
投資有価証券	42,268	**資本剰余金**	**93,783**
関係会社株式	233,587	資本準備金	93,783
出資金	12,710	**利益剰余金**	**79,698**
関係会社出資金	58,670	利益準備金	12,506
長期貸付金	1,269	その他利益剰余金	67,192
破産更生債権等	299	配当引当積立金	10,000
関係会社長期貸付金	2,572	別途積立金	28,070
長期前払費用	2,909	繰越利益剰余金	29,122
前払年金費用	33,650	**自己株式**	△ **14,607**
その他	3,280	**評価・換算差額等**	**12,395**
貸倒引当金	△ 2,744	その他有価証券評価差額金	12,395
合計	**1,000,161**	**合計**	**1,000,161**

損益計算書　自 2015年4月1日　至 2016年3月31日

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**682,429**
売上原価		**600,809**
売上総利益		**81,620**
販売費及び一般管理費		**78,258**
営業利益		**3,362**
営業外収益		
受取利息及び配当金	25,688	
受取賃貸料	1,547	
その他	1,553	28,788
営業外費用		
支払利息	5,082	
休止費用	1,026	
為替差損	833	
その他	3,161	10,102
経常利益		**22,048**
特別利益		
固定資産売却益	1,167	
投資有価証券売却益	2,020	
関係会社株式売却益	335	
事業譲渡益	18,014	21,536
特別損失		
固定資産処分損	4,376	
固定資産売却損	288	
減損損失	2,709	
投資有価証券評価損	8,554	
関連事業損失	1,015	16,942
税引前当期純利益		**26,642**
法人税、住民税及び事業税	△ 2,847	
法人税等調整額	30	△ 2,817
当期純利益		**29,459**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月18日

三井化学株式会社
代表取締役社長 淡　輪　　敏　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　村　雅　一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	狩　野　茂　行	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉　本　義　浩	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植　木　貴　幸	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井化学株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年5月18日

三井化学株式会社
代表取締役社長　淡　輪　　敏　殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　村　雅　一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	狩　野　茂　行	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉　本　義　浩	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植　木　貴　幸	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井化学株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、また、子会社に赴き調査いたしました。

②事業報告に記載されている株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月18日

三井化学株式会社　監査役会

常勤監査役　岩淵　滋　㊞

常勤監査役　那和保志　㊞

社外監査役　松田　博　㊞

社外監査役　関根　攻　㊞

社外監査役　西尾弘樹　㊞

以　上

議決権行使のご案内

書面（郵送）による議決権行使の場合

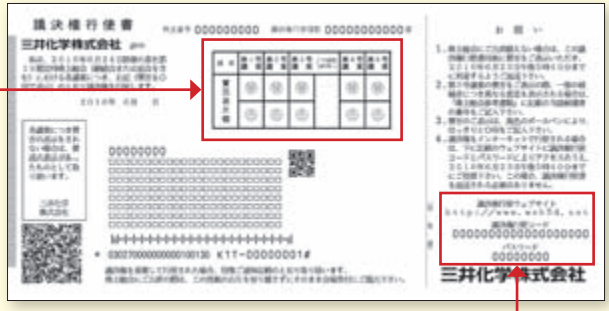
こちらに各議案の賛否をご記入下さい。

第１・２・４・５号議案

▶賛成の場合　⇒「賛」の欄に○印
▶反対の場合　⇒「否」の欄に○印

第３号議案

▶全員賛成の場合　⇒「賛」の欄に○印
▶全員反対の場合　⇒「否」の欄に○印
▶一部の候補者を反対される場合　⇒「賛」もしくは「否」の欄に○印をしたうえで、「賛」の場合は、反対される候補者番号を、「否」の場合は、賛成される候補者番号を枠内に記載して下さい。



インターネットによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

アクセス手順について

議決権行使専用ウェブサイト
http：//www.web54.net

STEP1　「次へすすむ」をクリック



STEP2　同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」を入力。



STEP3　同封の議決権行使書用紙に表示された「パスワード」を入力。



以降は画面の案内に沿ってご入力下さい。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイトhttp://www.web54.netをご利用いただくことによってのみ可能です。同ウェブサイトへは、パソコンによるアクセスが可能となっております。ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、ご了承の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使は、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力し、画面の案内に従って行って下さい。

▶議決権行使のお取り扱い

① インターネットによる議決権行使は、総会開催日前日の午後5時40分までに行って下さいますようお願いいたします。
② 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。
③ インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。

▶パスワードのお取り扱い

① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱い下さい。また、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えできません。
② パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまい、パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

▶システムに関する環境条件

議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境をご確認下さい。

① 画面の解像度が横800×縦600ドット（ＳＶＧＡ）以上であること
② 次のアプリケーションをインストールしていること
ａ．マイクロソフト社Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01　SP2以降
ｂ．アドビシステムズ社Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降又は、Adobe® Reader® Ver.6.0以降（画面上で参考書類等をご覧になる場合）
※Microsoft® 及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
※Adobe® Acrobat® Reader® 、Adobe® Reader® はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
③ 同ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（又は一時解除）の上、ご利用下さい。
④ お勤め先の会社等からインターネットに接続される場合、インターネットの接続に、ファイアーウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限されることがありますので、システム管理者の方にご確認下さい。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

■議決権行使専用ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120（652）031（受付時間　9:00～21:00）

■その他のご登録住所・株式数のご照会等

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］0120（782）031
（受付時間　土日休日を除く　9:00～17:00）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

第19期定時株主総会 会場のご案内図

会 場　東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号 コレド室町1（４階）日本橋三井ホール
TEL.03-5200-3211
（コレド日本橋、コレド室町２・３とお間違えのないようお願い申し上げます。）




コレド室町1

※ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。なお、当社として専用の駐車場はご用意しておりませんのでご了承下さい。

交 通
地下鉄　銀座線・半蔵門線　三越前駅　Ａ６出口隣より直結
東西線・銀座線・都営浅草線　日本橋駅　Ｂ10出口より徒歩５分
ＪＲ　総武快速線　新日本橋駅（銀座線・半蔵門線「三越前駅」方面へ地下通路経由にて徒歩３分）

三井化学株式会社

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。